

第 9 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成20年12月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成20年12月12日（金曜日）

午前10時5分開議

午後0時30分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 鬼 海 洋 一
 副委員 長 吉 永 和 世
 委 員 西 岡 勝 成
 委 員 岩 中 伸 司
 委 員 堤 泰 宏
 委 員 城 下 広 作
 委 員 井 手 順 雄
 委 員 福 島 和 敏
 委 員 佐 藤 雅 司
 委 員 森 浩 二
 委 員 船 田 公 子
 委 員 山 口 ゆたか
 委 員 浦 田 祐三子
 委 員 内 野 幸 喜
 委 員 高 野 洋 介
 委 員 増 永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 江 副 健 二

次 長 中 山 寛

環境政策課長 榎木野 史 貴

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 久 保 尋 歳

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 山 口 洋 一

地域振興部

政策審議員兼

交通対策総室課長補佐 中 川 誠

商工観光労働部

次長 竹 上 嗣 郎

産業支援課長 前 田 正 夫

農林水産部

次 長 三 島 和 隆

次 長 堤 泰 博

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 浜 田 義 之

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤 井 正 範

畜産課長 高 野 敏 則

農村整備課長 榎 純 一

森林整備課長 織 田 央

森林保全課長 藤 崎 岩 男

水産振興課長 岩 下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義 信

農業研究センター所長 久 保 研 一

水産研究センター所長 吉 田 好一郎

土木部

次 長 天 野 雄 介

土木技術管理室長 田 口 覺

土木審議員兼

道路整備課課長補佐 手 島 健 司
河川課長 野 田 善 治
港湾課長 大 塚 徹
土木審議員兼
都市計画課課長補佐 林 俊一郎
土木審議員兼
都市計画課景観公園室長 大 谷 祐 次
下水環境課長 中 庭 安 一

教育委員会事務局
義務教育課長 木 村 勝 美

企業局
次 長 上 野 幸 一
工務課長 福 原 俊 明

警察本部
交通部参事官 新 藤 俊 博

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊
議事課課長補佐 中 村 時 英

午前10時5分開議

○鬼海洋一委員長 ただいまから、第9回環境対策特別委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

先日、11月12日から14日にかけて実施しました管外視察につきましては、多数の委員に御参加いただきまして大変お疲れでございました。

今回は、茨城県及び神奈川県内の研究機関並びに環境関係の条例に関して東京都の視察を行いました。

つくば市の産業技術総合研究所では、太陽光発電に関する実証、評価について、神奈川県地球環境戦略研究機関では、資源循環やバイオ燃料の可能性等について、横浜港湾空港技術調査事務所では、人工干潟や環境モニタリング実験について、さらに、東京都では、環境確保条例に関する取り組みについ

ての説明を受け、活発な質疑を行ってまいりました。

それぞれに先進的な取り組みでありまして、試験研究等を実施されており、大変有意義な内容であったと思っております。

今後は、この視察で勉強したことを参考にしながら、今後の委員会審議に中身を利用していただければというふうに思っておるところでございますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、早速委員会に入ります。

執行部を代表して、村田環境生活部長からごあいさつをいただきます。

○村田環境生活部長 おはようございます。執行部を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、産廃施設の公共関与の推進、有八の再生、それから地球温暖化対策の推進と、3本柱で常日ごろ格別の御配慮をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

また、今委員長からもお話しございましたように、去る11月に、主に関東方面での取り組みについての御視察をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

執行部といたしましても、研究機関や行政の先進的な取り組みにつきまして大変勉強をさせていただいたというふうに思っております。今回の視察結果を、今後の環境対策の立案や実施に生かしていきたいというふうに考えております。

本日は、議題の本県の温室効果ガスの総排出量の状況や本県における地球温暖化対策の進捗状況などについて、関係課長から御説明をいたします。

また、報告事項といたしましては、公共関与による処分場の整備及び有八再生に係る提言への対応といったことにつきまして、9月議会以降の進捗状況の2点を予定いたしてお

ります。よろしく御審議をお願いいたします。

○鬼海洋一委員長 それでは、お手元に配付の委員会次第に従いまして審議させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議題につきましては、前回の御議論を踏まえて、さらに地球温暖化対策に関する件を集中的に審議をしたいというふうを考えております。

そこで、私の指示によりまして、前回参考資料として提示した5つのテーマの施策を3本に絞りまして、より詳しい資料を作成してもらいましたので、これも前回の議論の中身を踏まえてのことではありますが、さらに議論を深めることができると考えております。

まず、執行部から説明を受け、その後、質疑を行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔をお願いいたします。

じゃあ、執行部から説明をお願いします。

まず、榑木野環境政策課長。

○榑木野環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、きょうの議題でございますが、本県の温室効果ガス総排出量の状況、それから本県における地球温暖化対策ということで、まず、説明資料のほうの説明からさせていただきますと思います。

説明資料の1ページをお願いいたします。

○鬼海洋一委員長 座ってどうぞ。

○榑木野環境政策課長 済みません、着座のまま説明させていただきます。

説明資料の1ページでございますが、本県の温室効果ガス総排出量につきましては、9月の委員会におきまして平成18年度の速報値

を報告しておりましたが、その後、追加データが確定いたしましたので、今回、確定値及び要因分析について御説明をいたします。

まず、1温室効果ガス総排出量についてですが、平成18年度の総排出量は1,228万5,000トン、基準年の平成2年と比べて10.2%上回っております。前年度との比較では0.5%減少しておりますが、依然、削減目標との差は16.2%という厳しい状況でございます。

目標を達成するためには、一番右の棒グラフのとおり森林吸収で8.1%のほか、同じパーセンテージですけれども、8.1%の排出削減が必要な状況でございます。

2ページをお願いいたします。

2の部門別の温室効果ガス排出量についてですが、部門別内訳を見ますと、ごらんとおり産業部門が38.8%と最も多く、次いで運輸部門24.5%、家庭部門16.5%と続いております。

また、基準年と比較した伸び率を見ますと、家庭部門が18.1%と最も大きく、次いで業務その他部門、運輸部門と続いております。

前年度との比較では、全般的には若干減少しておりますが、産業部門は増加傾向にあります。

3ページをお願いいたします。

増減要因の分析についてですが、9月の委員会で、要因をよく分析して対策につながるようにと御意見をいただいたところでございます。各部門とも、基準年と比べて排出量が増加しておりますので、この要因について考えられますことについて御説明をいたします。グラフもあわせてごらんいただきたいと思ひます。

まず、(1)産業部門、業務その他部門をあわせた産業、業務その他部門ですが、産業部門の排出量は、基準年比で10.2%増加しており、近年は増加傾向にあります。これは、右上の図の折れ線グラフのとおりエネルギーの効率化が図られている一方で、県内の製造業

を中心に企業の誘致件数が増加したこと等に伴って、同じ図の棒グラフのほうをごらんいただきたいと思いますが、製造品出荷額が伸びたためと考えられます。

業務その他部門の排出量は、基準年比で11.7%増加しております。これは、右下の図の折れ線グラフのとおり、大型小売店の売り場面積が大幅に増加したこと等により、電力消費量が増加したためと推測されます。

4ページをお願いいたします。

業務その他部門の排出量が前年度と比較して若干減少しているのは、右上の図のグラフのとおり、2月を初め全般的に基準年より気温が高うございまして、暖冬により電力消費量が減少したものと考えられます。

次に、(2) 運輸部門についてですが、排出量は、基準年比で11.2%増加しています。これは、右下の図の折れ線グラフのとおり、自動車の保有台数の増加に伴い、ガソリン及び軽油の消費量が増加したことによります。また、排出量が前年度と比較して若干減少しておりますのは、ガソリン及び軽油の価格上昇により、同じ図の棒グラフのとおり走行距離が短くなったことが考えられます。

5ページをお願いいたします。

(3) 家庭部門についてですが、排出量は、基準年比で18.1%増加しております。最も大きな伸びを示しています。これは、右上の図のとおり世帯数の増加や右下の図のとおり家電製品等の普及に伴いまして、電力消費量が増加したことによると推測されます。また、排出量が前年度と比較して若干減少しておりますのは、業務その他部門と同様、暖冬により電力消費量が減少したものと考えられます。

6ページをお願いいたします。

本県における地球温暖化対策についてですが、9月の委員会において御審議いただいた取り組みのうち、事業の進捗状況について記載内容を修正し、該当個所に下線を引いております。

これらの取り組みにつきましては、引き続き着実に進めさせていただき、成果等につきましては、改めて2月の委員会で御報告させていただくこととし、本日は、この資料をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

以上で説明資料の説明は終わります。

○鬼海洋一委員長 それでは、引き続き参考資料の説明をお願いいたします。

まず、楢木野環境政策課長。

○楢木野環境政策課長 それでは、参考資料の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

この参考資料は、先ほど委員長の御説明がありましたとおり、9月に御報告しました新たな施策につきまして、平成18年度の総排出量の確定値を踏まえ、委員長の指示で、今後の取り組みの方向性について3本に絞ってお示しするものでございます。

まず、本県の環境基本計画に基づく平成22年度までの温室効果ガス排出量の基準年比6%削減を着実に達成するためには、排出量削減につながる的確な施策を実施する必要があります。

特に、温室効果ガス排出量の部門別内訳において大きな割合を占めています産業、業務その他部門、2つの部門をあわせると、総排出量のおよそ半分を占めております。

そして、運輸部門、家庭部門について、増加要因を踏まえた取り組みの方向性と、その方向性を実現していく新たな具体的な施策について、以下御説明をいたします。

まず、1産業、業務その他部門についてですが、①の増加要因の分析についてですが、産業部門においては、エネルギー効率は図られているものの、先ほども申し上げましたように、製造業における製造品出荷額が伸びていること、業務その他部門においては、

大型小売店の売り場面積等の増加による電力消費量の増加が温室効果ガス排出量の増加要因として推測され、したがって、環境と経済の両立した持続可能な社会を目指す上では、より一層のエネルギーの効率化を図っていく必要がございます。

また、②の事業者アンケートについてですが、本年10月、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議会員、230事業所ほどございます。それと、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の県内対象事業所、これは175社ほどありますが、これを対象に地球温暖化防止に関するアンケートを行いました。

その結果、地球温暖化防止に関する日常の取り組みについて、工場やオフィス等で使用されるエネルギーの削減余地については、約9割が、まだ十分な削減余地がある、または、ある程度の削減余地があると回答しております。

以上から、産業、業務その他部門における取り組みの方向性としましては、昨今の社会経済情勢を踏まえ、経済活動の規制によるものではなく、事業者の自主的かつ計画的な削減の取り組みを促していくことが第一に必要と考えられます。

2ページをお願いいたします。

具体的施策として、(2)ですが、事業者の自主的削減の促進について説明をいたします。

事業者の自主的な削減の取り組みが成果を上げるためには、事業者がみずからの現状を適切に認識し、みずから削減目標を定め、その削減対策の実施状況が社会的に評価されると、そういう仕組みを整備することが必要だと考えております。

事業者が、温室効果ガスの削減目標や削減対策を記載した計画書を3年ないし5年ごとに、温室効果ガスの排出量や削減対策の実施状況を記載した報告書は毎年度地方自治体に提出し公表する制度につきましては、これは

もう他県で導入されている例もありまして、効果が期待できるものでございます。

この制度については、関係法において一定の計画書や報告制度があるために、まず、①ですけれども、関係法令との整合性について御説明をいたします。

まず、ア)計画書について、表をごらんいただきたいと思います。

現行制度の体系を整理したのですが、上から、エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法、それから地球温暖化対策の推進に関する法律、略して温対法、それと他県の制度を比較したものを表にしております。横に大規模事業所、中小規模事業所を記載していますが、県内それぞれ175社、約6万社ございます。

省エネ法では、大規模事業所の一部を対象に、エネルギー使用合理化の目標達成のための中長期的な計画の提出を義務づけております。

温対法では、すべての事業者を対象に排出抑制計画の作成を規定しておりますけれども、これは努力規定にとどまっております。他県の制度では、省エネ法よりも広く対象を設定したり——これは2種や中小規模事業所を含んだりということですが、そういうふうに広く対象を設定したり、温対法よりも確実な提出を求める、義務規定にするといった例もございます。

なお、省エネ法がことし5月に改正されて、事業所単位から事業者単位に対象の考え方が見直されておりますので、工場や店舗などの事業所一つ一つでは対象にならなくても、これらをあわせて事業者単位でとらえた場合に対象となり、つまり、表の中で規定なしと記載している部分について一部対象が拡大される場合が出てまいります。

3ページをお願いいたします。

イ)報告書についてですが、表をごらんください。

計画書と同様、現行制度の体系を整理したものでございます。

省エネ法、温対法とも、大規模事業所を対象に、毎年度温室効果ガス排出量の報告を義務づけておりますけれども、削減対策の実施状況、その中身の報告までは求めておりません。他県の制度では、省エネ法、温対法よりも広く対象を設定して、排出量の実績のみならず、削減対策がいかに実施されたかを報告させる例もございます。

なお、計画書と同様、省エネ法、温対法が改正され、事業所単位から事業者単位に対象の考え方が見直されますので、現行制度で対象にならなくても、改正法により対象に含まれる場合が出てまいります。

②他県における制度の導入状況ですが、九州では、長崎県、宮崎県を含む全国20都府県で導入されておまして、条例により規定されております。

4 ページをお願いします。

③この制度を導入した場合の本県の削減効果を試算いたしております。

算定時に設定した前提として、制度の対象を、温対法の特定排出者に加えて、フランチャイズチェーンを含む事業者単位と仮定をいたしました。

削減効果は、報告された排出量の公表を行っている都府県の近年の実績を、そこに参考として表にまとめておりますが、これらから4%と設定をいたしました。

以上から、削減効果の見込みは、制度の対象となる事業者の排出量に削減率を掛けまして17万8,000トンと導き出され、これは本県の基準年の温室効果ガス総排出量の約1.6%に相当いたします。

5 ページをお願いいたします。

最近の国の状況として、(3) 排出量取引の国内統合市場の試行的実施について御説明をいたします。

本年10月から、国において、排出量取引の

国内統合市場の試行的実施の参加者募集が始まりました。

図をごらんください。

排出量取引は、国内統合市場を構成する仕組みの一つであり、参加者、これは企業等ですけれども、ここではA社としておりますが、自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して、みずからの努力で排出削減を進めます。

これとは別に、目標達成に充当できるものとして、3つの取引を認めています。

1つ目が、これはB社としておりますけれども、他の参加者の削減目標の超過達成分でございます。

B社は、目標としていた排出枠以上に排出削減を進め、排出枠つまりCO2を排出できる権利が余っている、A社は、この余った排出枠を購入することで排出枠を大きくする、そういうことで目標達成に役立てることが出来ます。

2つ目は、C社としておりますけれども、国内クレジットでございます。

大企業と中小企業の協働事業として行われるものですが、大企業からの技術や資金の提供を受けて中小企業が排出削減に取り組む、そしてそこで達成された排出削減量を大企業の目標達成に充当するという場合でございます。

3つ目は、D社としておりますけれども、京都議定書に基づく海外における温室効果ガス削減分、いわゆる京都クレジットでございます。一例ですけれども、技術や資金を提供して実現した排出削減量を目標達成に充当することができます。

国では、試行実施により得られた経験を生かして、排出量取引を本格導入する場合に必要となる条件とか制度設計上の課題などを明らかにして、我が国の産業に見合った制度のあり方につなげることにいたしております。

2の運輸部門につきましては、交通対策総室から御説明を申し上げます。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

引き続き、資料の6ページをお願いいたします。座らせていただきます。

○鬼海洋一委員長 どうぞ座ってからお話しください。

○中川交通対策総室政策審議員 運輸部門における取り組みの方向性でございます。

運輸部門におきましては、先ほどの説明にありましたとおり、自動車の保有台数増に伴い、ガソリン等の消費量が増加したことが温室効果ガスの増加要因と推測されます。よって、その大半を占めている自家用車の使用の抑制が重要となります。

自家用車の使用を抑制するためには、その代替となる公共交通機関の利便性を高め、自家用車からの利用転換を促進する必要があります。

公共交通機関の利便性の向上のための具体的方策としましては、まずアのバス路線の再編があります。

これは、既存の往復型のバス路線を統合し、地域と中心市街地を結ぶ循環路線に変更したり、新たに病院や商店街等の生活利便施設を経由するルートを設定するなど、さらに利用しやすい公共交通ネットワークを整備するというものです。県内の事例としましては、水俣市のコミュニティーバス・みなくるバス等がございます。

次に、イの交通結節点の改善でございます。

これは、鉄道とバスや路面電車などとの結節性を高め、乗り継ぎのための移動の距離を短縮したり、雨にぬれずに乗り継ぎができるように改善するなど、公共交通機関相互における乗り継ぎの円滑化を図るものでございます。県内の事例としましては、熊本市の新水前寺駅等がございます。

次に、ウの交通ターミナルの新設でございます。

これは、新たに待合スペースを確保し、待ち時間を安全、快適に過ごせるように改善するなど、公共交通機関の快適な利用環境を整備するものでございます。県内事例としましては、今年度新設された上天草市のさんばーるバスターミナル等がございます。

7ページをお願いいたします。

次に、エのパークアンドライド実施エリアのさらなる拡大でございます。

これは、表にありますとおり、現在、県内で鉄道やバス等を活用して、6カ所、約400台が実施中であるパークアンドライド実施エリアのさらなる拡大を図るものでございます。

次に、②本県における削減効果の試算でございます。

試算の前提としまして、県内の自家用車利用の方のうち、1割の方が週に1日車の使用を控えた場合を仮定しております。車の燃費をリッター当たり9.7キロ、1リッター当たりのCO2排出量を2.3キログラムとしますと、イにありますとおり1年間に約2万2,000トンの削減となります。これは、本県の基準年における温室効果ガス総排出量の約0.2%に相当いたします。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 8ページをお願いいたします。

3の家庭部門についてですが、排出量の増加要因は、世帯数の増加及び家電製品等の普及に伴う電力消費量の増加によるものと推測されます。したがって、一人一人が地球温暖化問題をみずからの問題としてとらえ、省エネルギー対策に努めることを促す施策が必要でございます。

具体的には、そこに対策としてエコポイント制度を掲げておりますけれども、各家庭における省エネ行動及び省エネ家電製品の購入

を導入し、温室効果ガス排出量の削減につなげていくために、一人一人の行動を促す魅力的な動機づけとして、省エネ家電製品等を購入する場合等にポイントを付与し、ためたポイントで幅広い商品やサービス等に交換できるシステムづくりが効果的と考えられます。

ここでは、例として、①のエコ・アクション・ポイントのモデル事業採択案件について御説明をいたします。

国は、家庭部門の温室効果ガスを削減するため、わかりやすい形で一人一人の取り組みを促すエコ・アクション・ポイント事業を推進しておりまして、今年度は、モデル事業として、全国型が4件、地域型9件の事業を採択いたしました。その成果を踏まえ、平成21年度からは本格展開を図ることを目指しております。

表にまとめておりますのは、地域型の9件の概要でございます。

ポイントの付与対象行為を見てみますと、8ページから9ページに表にしておりますけれども、1番、5番、6番、8番など、これが家庭の取り組む電気、ガス等の省エネによるCO2削減を対象にしているものでございますが、2番、3番のように、省エネ家電製品等の温暖化対策貢献商品、サービスの購入を対象にしているものがあり、それぞれに特徴がございます。

そのほか、4番、7番では、レジ袋辞退やマイはし持参のように環境に優しい行動を対象にしており、9番は、物流業者と連携した事業展開がなされております。

また、対象の地域は、全県的な取り組みもあったり、地域の商店街におけるものも見られます。

10ページをお願いいたします。

エコポイント制度を導入した上での本県における削減効果の試算についてですけれども、温暖化対策貢献商品、これは例として、各家庭で取り組みやすい省エネ型の電気ポット、

電球型蛍光灯が普及した場合を仮定して算定をいたしております。

電気ポットの販売台数1台当たりのCO2削減量は、京都議定書目標達成計画における削減量の根拠を参考にしております。機器ごとにCO2削減量を算定し、合計いたしますと2万1,000トンになり、これは本県の基準年の温室効果ガスの総排出量の約0.2%に相当いたします。

4の各部門の削減効果の試算合計についてですけれども、これまで御説明いたしました3部門の試算を合計すると、本県の基準年の温室効果ガス総排出量に占める割合は約2%になります。

初めに、平成18年度の温室効果ガス総排出量の確定値において8.1%の排出削減が必要であると御説明いたしましたけれども、新しい取り組みはこの4分の1程度に相当することになります。

以上で説明を終わります。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に関する説明資料と参考資料、双方について説明をいただきました。少し時間をかけまして、この問題に対する質疑をお願いしたいと思います。どなたかありますか。

○城下広作委員 参考資料のほうの分で、例の省エネ法と温対法の流れの中で、各県が報告書の提出義務をやっているということで、他県の例が出ておりますですね。20都府県で既に導入をしている。条例化、いろんな形でやっていると。

環境立県くまもとと言いながら、なかなかこれがやっぱりできていなかったという背景と、今後、これは結構これによって、最終的には他県の削減計画をやって、実質そういう減少ができているということ、効果を考え

て1.6%相当の削減を見込めるのではないかというふうにこの試算がなっているのですが、この辺の考え方で今までこれをやっていないという部分と、今後これを考えていくという、この辺のことをちょっとどのように考えているかということ……。

○森永環境立県推進室長 環境政策課の森永でございます。

お尋ねは、これまで計画書制度といいますか、事業所部門の制度についての取り組み状況と、今回の検討についての意味合いということかと思いますが……。

○鬼海洋一委員長 座って、マイクが通るようにお話してください。

○森永環境立県推進室長 失礼いたします。

従来、事業所部門の対策といたしましては、本県においては、例えばアイドリングストップ事業所の宣言をしていただくような啓発の事業でございますとか、あるいは具体的な企業における省エネを進めていただくISOとか、その簡易版の環境省が提唱しておりますエコアクション21という制度でございますが、こういう制度の提唱、促進に向けて、県でも、入札等について優遇措置を設けたりというやり方で事業所部門の対策というのを進めてきたところでございます。

今回、いろんな各県の状況を改めて調べまして、平成22年の6%達成に向けて、さらに追加的な対策が必要ではないかと考えておりまして、その意味で今回こちらの資料にございますように、実際計画書制度というのは、あくまで各企業様が削減に向けての3年から5年ぐらいの計画を立てていただいて、具体的な数値目標あるいは具体的な施策、そういうのを整理いただいて、それを県に提出いただく、提出いただいた計画というのを県で精査させていただいて、必要なところはまたい

ろいろアドバイスをさせていただく、その結果をさらに公表するという形で、いわば公表という形で社会的に出ていくということで削減のほうを進めていただくという制度でございまして、その計画書制度導入あるいは毎年度の排出量の提出もセットで出てまいります。そういう制度の導入によりまして、この4ページの資料にございますように、実際導入された県においても、具体的な削減の実績が出ているという効果がございまして、今後、昨今のいろんな社会情勢がございまして、規制的な話といいますよりは、自主的にそういう取り組みを進めていただくための一つの施策としては有効なものではないかと考えているところでございます。

○城下広作委員 今の話を聞けば、これはすぐ導入した方がいいという話には聞こえます。だから要するに、大変、森林吸収のことを考えても8.1、残り8.1、簡単にこれはできないんですよ、やっぱり。我々が目標を削減するというのは。

そうすると、結果的にやっぱり県は企業誘致をどんどん進めるわけですよ。そうすると、事業者というのは、産業部門というのは、これはだんだんだん右肩上がりになるというのは、これは当然考えられるわけですよ。

また、家庭の分なんていうのは、全然、毎年これは減らないどころか、ずっと上がっていくというようなことを考えると、いずれにしろ、もう削るということが大前提ですから、やはりそれなりの自覚を持たせるような形ですべてを取り組まない、結果的にどんなに論議をしてもやっぱり実効性が伴っていかないということで、特に企業なんかは、こういう形で他県が既に導入してある程度実績があるなら、我が県としても、しっかり企業にはその責任を、責任といいますか、努力目標を明確にして、そしてそれに準じて行動をやっていくという計画書というものは、もう遅まき

ながら全国の約半分ぐらいがやっているわけですから、我が県として導入するような考えがあっても、これは何の問題もないんじゃないか、逆にやるべきだというふうに思います。

条例化してやっているというような状況です。これはもう先ほど言った例の温対法の部分の法の見直しですか、平成22年度にあるんですけれども、これは事業所から事業者という、特にフランチャイズの小さなああいいう店舗なんかも対象になるということは、大変大きな効果があると思います。

だから、それに伴って、ぜひこれは、こういう報告義務をした形のものを真剣に考えていくべきじゃないかと思えますけれども、その辺の決意はどうでしょうか。

○森永環境立県推進室長 今お話しいただきました、制度としては、実際削減効果が出るような取り組みが——いろんな条件といいますか、基本的には、各企業の皆様の省エネ法で既にエネルギーの報告をいただいている、やっていらっしゃる企業が175社ほどございますが、ここら辺については、当然そういうエネルギーの管理というのは的確になされていると思うんですが、その企業を中心に——あと、また今回、ちょっとフランチャイズ等で法律が広がっていく部分がございますが、それを新たに取り組むところというのがやはりございまして、昨今のいろんな経済情勢を踏まえて、そこら辺の経済界の感触といいますか、省エネに向けての、いわばこうソフト的な取り組みでかなり削減が図られる部分もあるというふうにお聞きしておりますが、まさに設備投資的なところまで踏み込んでいくのかどうかとか、そこら辺の産業界としての御判断もあると思えますので、そういう御意見を十分お聞きしながら、制度が導入可能かどうかについて検討が必要じゃないかと考えております。

○城下広作委員 要するに、そのことを検討して各県は導入をしているわけですから、うちだけがそのことで——じゃあ、よその県は、産業界と話がうまくいってできたということですよ。うちの県は余りできないということは、逆にそれまたおかしいんじゃないかと思うし、それは努力をして——報告をしないとなかなかそれは、削ることが実行できるというのはなかなか難しいですよ、やっぱり。やらなければいいですよ。やらなきゃいけないという大きな目標があるから、それを具体的にやるためにはどうするかということで有効なことになるんじゃないかということを考えなきゃいけないと。このことに立って考えるしか進まないと思えますけれども、どうでしょうか、再度。

○鬼海洋一委員長 同趣旨の質疑はございませんか。

○岩中伸司委員 関連ですけれども、大きな意味で私は、経済発展と我々が今やっているこの議論というのは、非常に相矛盾するなということを——きょうつぶさな報告をいただいて、私は、車で来ぬでこれは電車で来なんだったなというような認識もしたくらいですが、やっぱり自分自身の認識もちょっと弱いと思うんですが、経済活動とこれは相矛盾すると思うんですが、そこら辺をどう乗り越えていくのか、どうも私にはわかりませんね。そこも含めてあれば。

○鬼海洋一委員長 ほかに、委員の方から。

○佐藤雅司委員 その辺の関連で。

米国発の住宅バブルから端を発する、いろんな、世界同時100年来の大不況だというふうに言われております。大体東京から半年や1年で熊本のほうもその影響があるというふうに言われておりましたけれども、我々が最

近勉強した中では、大体タイムリーに同じぐらいのスピードで来るんだ、熊本のほうにも来ているというような話があります。

特に、熊本は、自動車、そして半導体、先端産業があるからだというふうにも言われておりますし、このような、もちろん方向としては、今議論があっているような方向で私はいいんだろうと思いますけれども、このやっぱり不況をどういうふうにとらえて、そして、我々は進めていくかというのが大きく前に立ちだかってきたなという感じがいたしております。

もちろん、事業所、家庭、あるいはいろんな環境問題も含めて、進めていく方向性は変わらないと思いますが、その辺を進めるに当たって相当にやっぱり注意をしていかないと、今どき何言っているんだという逆の方向になりはしないかと。

そして、しかも雇用不安があったり、いろんな状況、社会が、全治3年というふうにもある人は言っておりますけれども、そのような話もあっているような状況ですから、やっぱりこのことを進める、県としてどの程度まで進めていくのかというのが、ここに至って非常に大きな課題になってきたなど。

方向としては、私は間違いないのだろうと思いますけれども、やっぱり私たちが考える予想以上の——私も経済委員会におりますけれども、厳しい状況にあるなど、こういう感じがいたしております。感想だけを述べておきます。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○福島和敏委員 今、この報告を聞きながら、私たちは、やっぱり熊本県も絶対逃げられぬ、絶対やらないかぬ。委員長の今年度の方針にもありましたとおり、地球温暖化対策、これはもう絶対逃げられぬ。だから、いろいろ理屈とか、そういういろいろ状況はあっても、

他県が20都府県が既に導入をして頑張っている。どっちにしろ熊本県も、このまま議論ばかりしとったっちゃ先に進まない。だから、早急にやっぱり取り組みに対して積極的にかかわっていくという決意が必要じゃないかなと思います。

○鬼海洋一委員長 さっき報告をいただきましたし、それから委員の方から御意見もあっておりますように、2010年までにあと8.1%どうするかということは、特に熊本県に課せられた非常に大きな責任、義務ではないかというふうに思っているんですね。

そこで、今報告されましたように、この条例を制定したこと——中身によりますけれども、現実に8.1%、目標としてある。そして、その中で具体的に1.6%の削減効果が、この条例をつくることによって——これはもちろん義務やあるいは努力、こういうものが中に含まれてのことだというふうに思うんですが、出てくる。

さらに、今お話しのとおり、家庭用だとか産業だとか運輸部門だとか含めても0.4%です。全部合わせて2%しか我々が今試算できる中では見通しとして持つことができないという状況であれば、なおさらこの条例制定というのは、非常に大きな効果を発揮し得るという状況ですから、これはやらなきゃならぬのではないかというふうに思います。

○佐藤雅司委員 私は、この条例を制定することに反対しているわけじゃありません。ただ——方向性としても、決して反対じゃありません。ただし、今の状況がどうなのかということをおし上げているわけです。

逆に、やっぱり今の状況が、ラインもとまる、あるいは製造も減少していくから、ある意味、今だからこそ取り組みやすい話もひよっとしたらあるかもしれません。あるかもしれません。

だけど、我々は、生きることをやっぱり優先していかなきゃなりませんので、そうしたやり方の方向を、そこだけに目を向けていくのか、産業界だけに。いわゆる中小企業だけに向けていくのかというんじゃないで、家庭や、やっぱり森林のことや、あるいは水問題、エネルギー全体を考えていくことが物すごい熊本県としても大事な部分だろうというふうに思います。

方向としては、そういう方向だろうと思いますけれども、予想だにできなかった状況が今生まれているんだということを、私はこの昨今の経済状況の中で強く感じますので、そのことをぜひとも勘案していただきたいなど、そういう意見です。

○城下広作委員 要は、根本的には8.1は削らなきゃいけないという、大きなこれは使命、責任があって、これをどうするかということ私を基本的な考えで考えております。

だから、これをやらなくていいんだったら、別にそれは経済も大事ですからあれなんですけれども、これ自体がもう我々県として目標があると。これをいかにこの期間内に達成するかということが大前提だから、それに向かって——だから産業界だけじゃないんです。

当然、これはこのことをきっかけに、県民や家庭やいろんなことの分がすべて努力をしていくということの前提でやっていくという話をやりながら、その中で、大きな部分として産業界には、ある意味ではこういう形で他県も報告義務とかいろいろあっているから——これはよその県も経済が厳しいのは一緒です、だから。その中でも、こういう状況の中で努力していくというのがありながら、そこでなおかつ生産をどういう形で工夫して、また上げていくかと。このことを同時に考えなきゃいけない。

環境というのは、大きくいえばもっと地球を減ぼす要因がありますよという前提で、み

んなそれは全世界の方が知っているわけですから、それをみんな守っていけば結果的に地球全体がだめになるという、もっと大きなリスクがあるという前提を踏まえた上での話ですから、そこが今の時期どうなのかということを考えてということによって言っているつもりでございませぬ。

○鬼海洋一委員長 ほかに委員の方……。はい、どうぞ。

○井手順雄委員 今、双方の意見というのわかります。

もう1つ、条件として、こういう条例を制定して、各事業者、または中小企業の事業者あたりをお願いをした場合、費用とかどれぐらいかかるのか。

それと、これに関して、例えばISOみたいに毎年更新だとか、そのときは継続費用もかかりますし、また、それに対して、人員を削減して、そういう専門の対応をしなくちゃいけないのかとか、そういうもろもろの関係を含めたところで、そのくらいの経費というのは、どの程度かかるものでしょうかね。そこをちょっとお聞きしたい。

○鬼海洋一委員長 どなたかお答えいただけますか。

○森永環境立県推進室長 環境政策課でございます。

○井手順雄委員 簡潔にお願いします。

○森永環境立県推進室長 既存の省エネの取り組みについて、先ほど御紹介しましたエコアクションとかISOの認証のための取得経費というのは、数十万から100万を超えるぐらいの経費がかかります、ということをお聞きしております。

それから、具体的な省エネの取り組みにつきましては、工場向けのいろんな省エネの補助金でございますとか、オフィス向けの融資でございますとか、中小企業向けの省エネの設備についての支援制度が——これは主に国の整備でございますけれども、NEDOという新エネの国の外郭団体とか、経産省等の補助制度等、あるいは環境省においてもそういう支援するための制度がございます、そういうのも活用いただきながら、まずは、いろんなふだんのそれこそこつこつやるような省エネのソフト的な取り組みをまずやっていただいて、あと、資金的にそれだけある程度のせり出しができれば、それで設備投資に向かうとか段階的な取り組みが必要ではないかというふうにも考えられるところでございますけれども、それらにつきまして、県としても、関係部局と連携して、あるいは専門的なそういう省エネのアドバイザーとかとも御相談しながら、こういう制度を進めていってはどうかと今考えているところでございます。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 洞爺湖サミットが7月にありましたね。日本全国騒がせた1つ、環境サミットとも言われて開催はされたんですが、その中でほとんど具体的には出なかったということで新聞報道もされていますけれども、2050年までに排出量を半減しようということが大枠で決められているようですけれども、その件に関して、具体的に県に対して、何かサミットの決議じゃないけれども、そういう最終結論に達したことを、具体的に県としてやっぱりどう進めていくのかという指示かなんかが来ているのかどうなのかが1つと、もう一つは、今大もとになる——城下委員もおっしゃいましたけれども、地球温暖化ということでの総ぐるみの取り組みになっているんですが、1940年から70年までの30年間という

のは、この地球全体の平均気温は下がったという統計資料もあるんですけども、これは本当だろうかというふうな思いで、そこがきょうわかれば教えていただきたいというふうに思います。2点。

○森永環境立県推進室長 今お尋ねの1点目は、ポスト京都議定書と申しますか、今回のサミットを踏まえた今後の中長期的な削減目標の件だと思いますが、これについては、現在国際機関のほうでも、どういう中期目標でいくかという議論がまさに今やられているところでございます。

国においては、来年度の後半ぐらいにその数値目標を出せないかということで国の審議会も既にスタートして、そういったところで中長期目標が出てきた後に、各県なり地方公共団体に対して、具体的に次のステップに向けての取り組みなりという話が、働きかけなり要請なりが出てくるのではないかというふうに考えているところでございます。

○岩中伸司委員 もう1つはわかる……。

○森永環境立県推進室長 それから、気温上昇についてのデータということでございますが、熊本県の場合の例でいきますと、昭和元年あたりは平均気温が15度ぐらいございました。それがだんだん上昇してきてまして、具体的には——そうですね、1～2度ぐらいですか、15度だったのが16.9度ぐらいに上がってきておりますけれども。

推測で恐縮でございますが、戦後の経済活動の一時期の低迷等で、そこら辺の総排出量自体が落ちた可能性はあるかと思いますが、その後の経済発展に伴って、また温暖化の傾向というのが上昇してきているのではないかとこのように推測はできるかと思っております。

○岩中伸司委員 サミットについては、中長

期のこれからの取り組みのようですが、ある記事には、サミットに向けた警戒態勢がかなり強かったということで、各県からパトカーがそれぞれ参加をしたということですが、警察本部もお見えですが、このサミットに熊本県警からそういう車を配置したというのはあるんですか。ちょっと違う質問になるんですが……（「ちょっと外れてますよ」と言う者あり）大事なことです。

○鬼海洋一委員長 この方針に乗って御質問をいただきますように。

○岩中伸司委員 この方針に乗って——地球温暖化の問題で、車が何十台という何百台ということで、あの自然の中でおったそうですよ。ですから、そのことは、ちょっとやっぱり趣旨とこのサミットは違うんじゃないかという声もあったので、その辺は熊本はかわりないですか。

○鬼海洋一委員長 お答えになりますか。

○新藤交通部参事官 詳細な数、ちょっと私まだ知りませんが、警察官そのものは数百人派遣されておりますので、それに応じた車も行っております。詳細な何台派遣されたかということまでは承知していません。必要であればまた調査をいたします。

○岩中伸司委員 具体的には必要ないんですが、びっくりしたのは47都道府県全部のナンバーがあったということなので、へえと思いつつながら、相当な数、車が行ってるなということで、熊本のかかわりがどうあるのかということをお尋ねしただけです。

それと、地球の平均気温ですが、これは1940年から70年というのはある資料で私も見たんですけども、それは一時景気の低迷や企業活動の低迷等々もあってそうかと。20世紀

後半までずっと上がってきて、70年以降はまたずっと上昇傾向にあるというのは、これは間違いのないわけですので、根底にかかわる地球温暖化という原因もCO2が大体一番なんだということ等言われているんですが、ある学者は水蒸気なんだとかいろんな説が出てきているようですね。

私も、もうちょっとこれは勉強せぬなら、今までの感覚でいきよったら間違ふところもありやせぬかというところを改めて最近感じたところもあったので、そういう地球平均気温の質問もしたところですよ。

○鬼海洋一委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 実は、私は阿蘇の人間ですから、自然環境豊かなところですから、ぜひともそこをスモッグで汚してしまおうという気持ちは全くありません。これを守って、こうという立場の人間ですから、その方向はもう間違いのない、しっかりやっていただきたいなと思っておりますが、やっぱりこういう時期ですから無理なく、そして県民全部が全体的にそういう意識を高めていくようなことをやっぱり考えるべきだなというふうに思っております。

その中で、きのうおとといだったですか、京都市の取り組み、京都府だったか京都市だったかよくわかりませんが、コンビニの24時間をひとつ御遠慮いただくじゃないかというような話が出てきたかなというふうに思っております。

そうした社会全体で機運を盛り上げていくような取り組みというのは、非常に好感を持てるし、みんなでやっぱりその気持ちになるということが、自然発生的に企業もそういう気持ちになるんじゃないかなと思っております。

大きないわゆるエネルギー、二酸化炭素を

廃止するところもちろん大事でございます。ここにはしっかりとて企業の責任としてやってもらいたい、そのことは申し上げておきたいと思っておりますけれども、社会全体でそうした機運を高めていただくと。

○森浩二委員 ちょっと聞きますけれども、県庁は、大規模事業者か中小企業者、どっちに入りますかね。

○森永環境立県推進室長 熊本県は、省エネ法でいいますと第1種の事業所というふうに位置づけられておまして、いわゆる原油換算で3,000キロリットル以上の燃料を年間消費するという位置づけで、例えば熊本県の総排出量で6,033トン年間CO2を排出しているということで、この省エネ法上の報告をさせていただいているところでございます。

○森浩二委員 何で聞いたかという、こういう資料がいっぱい送ってくるわけですよ。1年間おいとったら1メートル以上になるわけですよ。これを燃やすならば物すごいエネルギーになると思うんですけども、そういう削減の方向はとりよんなるとですかね。

○森永環境立県推進室長 削減、県自体のいわゆるエコオフィス活動という形で、省エネ、省資源に向けての温対法に基づく実行計画というのをつくる義務がございまして、その中でコピーをしています、紙の縮減について目標を立てて毎年取り組んでいるところでございまして、10%近く目標を立てて、まだ達成に向けては努力がさらに必要なところもございまして、片や節減という話にもなりますので、各部局を上げて一生懸命取り組んでいるところでございます。

○森浩二委員 なるべく少なくお願いします。

○鬼海洋一委員長 ほかにはないですよ。

そしたら、佐藤委員の御意見ありがとうございました。そういう思いも含めながら、なおかつこの削減の取り組みというのは、私どもに課せられた非常に大きな、また、この委員会に対する付託された案件の大きな仕事だろうというふうに思っております。

さっき報告されました2ページをごらんいただきますとおわかりのとおり、圧倒的に排出ガスそのものが産業部門で大きくなっている、これはもう御承知のとおりです。ごらんのとおりですよ。

そうすると、先ほどあっておりますように、この条例を制定することによって1.6%削減可能であるということ、他県の状況と比較をしながら例にいたします。それから、なおかつこの削減計画が全体達成されたとしても、今3つの部門、お話がありましたが、それでもなおかつ2.0%しかならない。

しかし、今私たちが2010年まで目指す目標というのは8.1%ですから、あと残ったこの目標を達成するためにどうするかという、まだいっぱい努力しなきゃならぬわけでありまして、そういう意味で、この条例制定というものが与える影響、効果というものについても、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

なおかつ、今、運輸部門あるいは家庭部門、0.2%と0.2%と報告がございまして、このことに対する取り組みをどう強化するかということも、あわせてまた御議論いただこうというふうに思っておりますが、とりあえずはそういう意味を含めまして、部長、済みませんけれども、この問題に関するお考えをお聞かせいただければと思いますが。

○村田環境生活部長 済みません、着座のまま失礼いたします。

冒頭、城下委員のほうから御質問ありましたように、ちょっと弁解がましいですが、こ

れまで全く手を打ってなかったわけではなく、言いましたように、アイドリングストップとか、それから御提案もありました夜電気を消そうとか、あるいは冷房温度を下げよう、暖房もどうしよう、あるいはエコアクション、ISOと、さまざまな取り組みをしてきた状況ではありますが、この数字でも8.1%やらないかぬ。

なおかつ、先ほど岩中委員の御質問にありましたように、サミットの状況からいえば、こんなものではおさまらない削減をしていかなければならない状況になるであろうというふうに思われます。

そうなれば、今以上の対応策をとるためにはどうするかと、ワンステップ上がった対応をとるような方向性があるのではないかとというふうに思っております、その際に問題になるのは、経済と環境の両立といいますか、これが一番大きな問題になるだろうと思えます。

しかしながら、環境の今の状況からいくなれば、この状態に無手数でいくよりは何らかの努力を続けていくと。なおかつ企業も、この環境の取り組みは、いわゆる一つの社会貢献とかいうレベルではなくて、企業活動そのものとして取り組む時代になつとというふうに思えます。

したがって、企業の経済活動の中で取り組む、まさにエコというものを利益につなげるような、そういうふうな発想の中で取り組んでいらっしゃる企業はたくさんございますので、決して暗い状況だけではないというふうに思っております。

そういう中で、委員会での御議論も背景にしながら経済界をどういうふうに巻き込んでいくかということではありますが、この条例そのものは、決して県なりが命令的に押しつけるものでもないというふうにも思っております。

したがって、こういう形のを、気運醸

成も含めて、経済界の方々を巻き込みながら御意見を集約していくようなプロセスが要るのではないかと。

そういう流れの中で、経済界の方々の御意見も集約しながら、こういうもので県民総ぐるみでやっていこうというふうにつないでいかないと、一概に頭ごなしという仕組みでもないのではないかなということをおもっております、一番今回環境対策特別委員会として御議論いただく意味で、議会の総意といいますか、その方向性として、こういうことがやはり要るんだという、それなりの方向性というものは、大局をにらんだ動きとして、執行部としては非常にありがたいのではないかなというふうに思っております。

したがって、全体の方向性については、今御議論もございましたように、方向としてはそういう方向で我々もいこうというふうな気持ちを持っておりますが、その際に、先ほど——今のいわゆる金融恐慌的なこういう100年に1度のような背景の中でどういうふうにするかは、少し経済界そのものの方々の御意見も加味しながらいかないといけないというのも事実でございます。

そういうものをあわせながら、議会の御議論も含めて進めさせていただければというふうに思っております。

○鬼海洋一委員長 ありがとうございます。

今部長お話しのとおりに社会的な要請でありますので、あと、産業界の皆さん方と——具体的にこの問題は、問題提起をされながら目的に向かって進んでいけるような、そういう一歩をとりあえずはこの委員会以降踏み出させていただきますことをお願いしておきたいと思えます。

ほかに何か。あと、運輸部門だとか、それからお話しのご家庭部門だとか、さまざま問題提起をされておりますが、そしてまたこれだけで終わる話ではありませんで、もっと多面

的な対応をすべき課題もあるのではないかと
思いますが、いかがでしょうか。

○井手順雄委員 今ちょっと気になったんで
すが、農林水産業ですね。こちらでも、今熊
本県は園芸栽培というのが盛んでありまして、
冬はボイラーをたきます。また、水産におい
ては、ノリの乾燥、また干物等の乾燥等にも
ボイラーをたくと。

そのあたりの削減というふうなことも、こ
れは大きな問題になってこようかというふう
に思いますので、よかならばそういう農林水
産業における例えば林業の乾燥のボイラーだ
とかそういうのはどう対応していくのという
ふうなことも、次回の資料あたりにもちょっ
と明記していただければいいかなというふう
に思いますので、それをよろしく願ひして
おきます。

○鬼海洋一委員長 農水部のほうは、今出席
されておられますが、特に今回は、燃料に関
する補助等についても、省エネ対策というこ
とが一つの前提条件になっていたようであり
ますが、その辺の状況について説明いただけ
る方がおられましたら御発言をお願いします。

○三島農林水産部次長 座ったまま説明させ
ていただきます。

ただいま、井手委員から御質問がございま
したように、農林水産、中でも農業部門につ
いてお答えさせていただきます。

農業部門では、この産業部門の中で、1つ
は家畜のげっぷというのがございます。これ
はメタン発酵で、これは非常に大きなウエー
トがあるというふうに言われております。

それから、水田からのやっぱりメタンが出
るということで、有機物を入れますので、そ
れが分解するときに出るというふうなことが
ございます。

それから、肥料の窒素を入れる中からCO2

が出るという話がございますが、げっぷにつ
きましては、なかなかこれという手はありま
せんが、国あたりで飼料等の研究がなされて
いるということがございますので、こういう
様子等を見ながら対応をしてみたいとい
うふうを考えております。

それから、水田から出るものにつきまして
は、基本的には堆肥を入れれば逆に出る部分
もあるんだけど、土壌中に固定される部
分も大きいということがございますので、い
わゆる耕畜連携等を推進しながら、土壌中へ
の堆肥等のすき込みというふうなことでの推
進をしていきたいというふうに思っております。

それから、温室等につきましては、A重油、
大体推計でございますけれども、14万4,000
キロリットルぐらい使っているようでござい
ます。

それで、9月の議会でも予算等をいただき
ました、簡易のいわゆる燃料を削減するた
めの資材だとか、それから最近二重カーテンで
すとか、そういうものも相当入れております
し、循環扇とか、そういう活動で助成等をや
ってっておりますので、相当部分削減はで
きてくるのではないかとというふうに考えて
いるところでございます。

○井手順雄委員 ですから、そういうところ
の数値といいますか、これだけ削減を今こう
いうことでやっておりますという数値目標を
定めて、それに沿ったやっぱり指導というよ
うな形が明確にわかるように、次回の資料に
入れていただきますよう要望しておきます。

○鬼海洋一委員長 それでは、次回資料を農
林水産部のほうからお持ちいただきますよう
に願ひしておきたいと思ひます。

ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 運輸部門も、さまざまな

計算ができるんじゃないかと。ちょっと大胆に、今現状、事例として上がってますけれども、もうちょっと大胆にこう——実は、これ公共が一番直接的に関与できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、このあたりの試し算というか、もうちょっと幾つかシミュレーションしてやっていただけないかなと思ってですね。このあたりも要望しておきます。

○鬼海洋一委員長 お答えになりますか。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

公共交通機関につきましては、方向性としては、自家用車からの乗りかえというのが最大の手段ということで考えておりますけれども、皆さん実感なさっていると思いますが、マイカーというのは非常に便利な乗り物ということで皆さんが活用されております。

そこから公共交通へのシフトというのは、かなりハードルが高いと思っておりますが、それでもここで上げられた目標を達成するためには、具体的な方策、できることを少しずつでもいいですから施策を実現して、一人でも多くの方がこういう状況になったら乗りかえてみようかなと思えるように事業を進めたいと思います。

今、委員から御指摘がありましたように、試算につきましては、もっと大胆な案も検討してみたいと思います。

以上でございます。

○山口ゆたか委員 ただ単純に計算してみると、7ページあたりに試算して、週1回自動車を使うというのを、これはかなりもうちょっと——週1回利用しないという考え方じゃなくて、週5回利用しないとなれば11万2,000トンぐらいの単純計算になりますので、このあたりでかなり直接的な関与ができるのは、

運輸部門に——でも、数値が1%ちょっとぐらいにしかないなので、ちょっと寂しい数字だなと思いつつ、もうちょっといろんな試みの算を見てみたいと思いますので、そのあたりをよろしく願います。

○鬼海洋一委員長 それでは、ほかにありませんでしたら……（「あります、あります」と呼ぶ者あり）

○堤泰宏委員 参考資料の6ページに、交通結節点の改善、新水前寺駅の例が載っておりますけれども、熊本電鉄と熊本市電の結節が何かしばらく話題になっていましたけれども、費用の面でできないと。国交省から、県と市と、それから民間、4者の協議で非常に幅が広がったと思っておりますけれども、結果的にはできなかったと。

私も、できないことが温暖化まで結びつくというふうには考えておりませんでしたけれども、ようと読んでみますと、うまく結節すれば自家用車を使わないで電車から電車に乗りかえるということで有効なことかなと思って、ああいうことをやっばり熊本の目玉として進められたらいかがでしょうかね。啓発すれば県民もわかってくれると思いますよね、お金かかっても。

それから、ついでじゃありませんけれども、自動車という幅広いことで——きょう都市計画の方はおいでじゃない、警察はおいでですけども。

今度、イオングループ、ビッグなイオングループの経営が非常に厳しくなって、三菱商事と何とかかんとか——結局大型店が非常に規模拡大をしまして、大型店が出店するときに、駐車場の整備を今まで行政のほうで指導しとったわけですね。売り場面積に対して駐車場が何台とかですね。もう2,000台、3,000台の駐車スペースを要求するものですから、限りなく駐車場が広がったと。広くなれば

遠距離の人も必ず駐車できるからということ
でどんどんそこに行くわけですね。近所で買
えばいいけれども、どうせ便利がいいからと
いうことで車で行くわけですから、そういう、
私余り変なことを言うわけじゃありませんが、
大型店が出るのはいいけれども、もう駐車場
はつくるなど。これは冗談ではなく本当です
よ。そんなふうな指導でもせぬと、これは車
の何というか移動というのは際限なく続くよ
うな気がいたしますですね。

そういうところも、いろんな見方はあるで
すよね、利便性とか消費者のためとか。しか
し、温暖化ということを考えれば、自動車の
運行距離を減らすということになればこうい
うことが一番じゃないかと思って、ちょっと
発言をさせていただきました。別に答えも何
も要りません。

○鬼海洋一委員長 答えは要らないというこ
とですが、交通対策総室は何かありませんか。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総
室でございます。

都心結節につきましては、都市圏の交通の
かなり大きなテーマということで、ずっと以
前から取り組んできた問題でございまして、
交通事業者、それから国、県、市町村、民間
も交えまして、かなり協議を重ねてやっと実
現に向かって動き出したというところでござ
いしましたが、皆さん既に御存じのように、交
通事業者であります電鉄のほうが経営がかな
り厳しくなったということございまして、
短期的にはちょっと検討が進むことは厳しい
のではないかとということになってございます。

ただ、電鉄につきましては、画期的な交通
結節の整備というわけにはならないんですけ
れども、今の電鉄の駅とバスルート等の結節
等、できることの利便性をより高める、でき
ることの改善ということには意欲を持ってお
られますので、県といたしましても、交通機

関の利便性の向上に向けて支援を続けていき
たいと思います。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 よろしゅうございますで
すね。

○堤泰宏委員 よろしくお願ひします。

○佐藤雅司委員 5ページでございますけれ
ども、いわゆるクレジット、企業のこれは集
積のある都市型のモデル的ないわゆるクレジ
ット、取引の話でございますけれども、熊本
県は、何といても県土の65%が山林原野と
いうことになります。

となれば、やっぱり企業も、阿蘇とか、熊
本市の水がめになっている菊池や西原方面に
ついて、いろんな企業が植林をしたりして
企業貢献もしていただいております。

その結果、先ほど部長が言われた企業のイ
メージアップということになるというふう
に思っておりますが、そうした熊本型の、例
えばある企業が阿蘇に——今とても森林整備課
長も悩んでおられると思いますが、京都議定
書の中の3.8%が、FM林としてちゃんと手
入れをしたところだけがそうしたカウントが
できると、こういうことになっておりますが、
なかなかやっぱり林政関係、それから森林組
合も含めて、いろんな問題で手入れができな
いと。

こういうことになれば、熊本型で山林原野
を企業が整理することで、その辺のクレジッ
ト、取引ができるというようなことを——頭
のよか人ばかりですからアイデアかなんか、
熊本型で何かできぬかなと今ちょっと思っ
たんですが、そこら辺提案として……。

○鬼海洋一委員長 特に、先ほどの報告の1
ページをごらんいただきますとおわかりのと
おりに、8.1%は森林による吸収ということ

で、これはもう達成できるという前提に立った見通しですけれども、今後の森林の今お話しのと通りの整備、こういうものについても課せられた課題であります、進捗状況を含めてお話しただけならばと思えます、どうぞ。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

今お話しいただきましたように、8.1%達成するためにFM林を17万6,000ヘクタール確保していかなきゃいけないということで、年間1万4,500ヘクタールの間伐をやっていくという計画で進めております。

所要の予算措置もしながらやっていってるわけですけれども、9月の委員会でもお話ししましたように、例えば所有者の負担も当然ありますので、実施に当たってそんなに、苦勞なく進むというものではないというふうに認識はしております。

そういった中で、今、佐藤委員のほうから御提案いただきましたように、企業がそういったものに社会貢献として森林整備に参加すると。既に幾つかの企業が植林等々を進めておりますけれども、企業による森づくりを積極的に誘致をしていくための、仕組などについても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 削減目標の仕組みそのものが、今佐藤委員のほうからお話しがあったようなことが十分内容に具備されるかどうかということになると、ちょっと問題な点もありますので、お話しのとおり熊本型でできるものがあればということもありますから、今後の検討の中身に入れていただければというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、最後に。

○吉永和世副委員長 産業界とか、家庭部門ですか、そういったものに大きく関係あると思うんですが、電気エネルギーですか。熊本には苓北発電というのがあるんですが、発電という意味で、熊本は火力発電ですかね。原発もありますよね。原発発電に対して、熊本県の認識といたしまして、どういった考え方というのを持っているのかなと思ひまして、それをぜひお聞かせいただければと。

○鬼海洋一委員長 大きな話になりましたが……。

○吉永和世委員 何でそんな言うかといひましたら、原発はCO2は出さないという一つの考え方があるので、その点で原発に対してどういった考え方を持ってらっしゃるのかなと思ひまして。

○鬼海洋一委員長 国の原発に対する方針といたしまして、そういうことについて理解いただければ、その辺を御説明いただければいいのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○森永環境立県推進室長 ちょっと細かいデータをお持ちしておりませんが、原発については、新たな廃棄物を処理する施設の誘致とか、そういう適地探しとかいうのを今国のほうでも進められているようでございますけれども、基本的には、温暖化対策としましては今委員のお話のとおりで、CO2の排出は、建設は別としまして稼働時はもうほとんどないということで、現に国も最新の19年度の総排出量が出ておりますが、その中でもやはり原発がとまっていることで、比較的CO2の排出が大きい火力発電に頼らざるを得ないというところで、その結果としてCO2の排出量がふえているという状況はございます。

ただ、原発自体につきましては、ほかの環境への問題とか、いろんな総合的な評価が必要なテーマじゃないかというふうに考えているところでございまして、今すぐちょっとこう考えるべきだという答えは持ち合わせておりませんが、環境問題あるいは温暖化対策、いろんな地域対策を含めて、エネルギー政策だけではなくて、総合的に評価していく事柄ではないかというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、長時間にわたりまして地球温暖化対策に関する件の御審議をいただきました。

きょうまたそれぞれから多くの議論をいただきましたが、佐藤委員のほうからも注文がありましたけれども、しかし、この温暖化対策、具体的な効果を発揮するための今後の県の対応、これはもう言うまでもなく、だれが考えてもしなきゃならない大きな課題でありますし、そのことがまたこの環境対策特別委員会に求められている責任ではないかというふうに思っております。

今後、新しい企業理念との転換という話も部長のほうからありましたが、2回の集中議論をいただきました。そこで、きょうも話がありましたように、他産業界との共通認識の醸成、これはもう不可欠のものだというふうに思っております。

しかし、一方、具体的に進めていかなきゃならない課題という意味で、きょうを契機にその産業界との共通の認識の醸成を含めまして一步を踏み出していくということで、きょう委員の皆さん方の同意をいただければ、この問題は、特に強力に取り組んでいくという意味を込めて、きょうの取りまとめをさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そういうことで、ぜひ執行部のほう

でも御努力いただきますようお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。

○山本廃棄物対策課長 別冊の報告事項のほうをお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告を申し上げます。

まず、1の主な取り組みでございます。

9月29日には、基本設計を策定いたしました。これを踏まえまして、環境影響評価方法書を作成いたしまして、条例に従い10月28日から11月27日まで、公告、縦覧をいたしました。

この間、8回にわたり住民説明会等を開催いたしました。約300人の方たちに御参加をいただきました。昨日までに、地下水それから農業用水への影響が心配だなどの意見が約400件寄せられております。

今後、熊本県環境整備事業団として取りまとめの上、知事及び関係市町長に送付することにしております。

今後も、できるだけ多くの御意見をいただきながら、地元の合意形成に向けて誠心誠意対応してまいりたいと思っております。

なお、申しわけございません。資料には記載しておりませんが、取り組みについて御報告をさせていただきます。

12月8日には——これは月曜日でございます。環境影響評価審査会による現地調査と審査が実施されました。また、その翌日の9日には、南関町の副町長が来庁され、同町の大場及び胡麻草の両区長の連名で、処分場設置反対に関する陳情書が町長と議長あてに提出された旨、御報告をいただきました。

あわせて、両地区ではまだまだ説明が不足しているので、適正な対処を願いたいという御要請もいただきました。

両区の方々には、一層丁寧に御説明をさせ

ていただきますとともに、他の関係地域の住民の方々にも十分に説明をしまっている所存でございます。

次のページをお願いいたします。

2の今後の取り組みでございますが、ただいま申し上げましたとおり、何よりもまず地元の御理解が第一であると思っておりますので、引き続き、環境アセスメントの手续や地下水調査など、さまざまな機会を通じ、事業の必要性や安全性など丁寧に説明してまいります。

次に、3の基本設計の概要でございますが、平成18年9月に策定いたしました基本構想をもとに、その後実施いたしました測量や地質調査等の結果を踏まえまして、基本設計を策定いたしました。その概要は記載のとおりでございます。

平面図を次のページに記載をしております。

埋立容量につきましては、現地の地形及び最近の最終処分量の動向を踏まえまして、約45万立米といたしております。また、概算事業費については約62億円となっております。

この基本設計を踏まえまして、来年度以降に取り組むこととしております実施設計において詳細を詰めてまいることとしております。

次のページをお願いいたします。

4の環境影響評価手続についてでございます。

現在、第1段階であります方法書の策定の手続中でございます。今回の手続は、その調査検討の手法や方法について、住民、行政、専門家の方々から幅広く御意見をいただき、関係者に一層御理解をいただける方法書となるように取り組むものでございます。

熊本県環境影響評価技術指針に定められました18項目に交通安全を追加選定するとともに、地元の関心が高い地下水、農業用水については、今後重点的に調査検討を行ってまいります。方法書手続終了後は、現地調査を実施し、準備書の作成の手続へ移行してまい

こととなります。

説明は以上でございますが、これからも丁寧な説明を心がけ、最終処分場の整備に御理解を得る努力を重ねてまいっている所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、続きまして、有明海・八代海再生に係る提言への対応について、楢木野環境政策課長からお願いします。

○楢木野環境政策課長 環境政策課でございます。

有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

報告事項の資料は、5ページから43ページとなっております。

この提言は、平成16年2月当時の有明海・八代海再生特別委員会から、県に対し、重点項目や短中長期に取り組む施策等が示されたもので、本年度も、関係各課においてそれぞれの施策に取り組んでいるところでございます。

本日お配りしております資料は、9月定例県議会において御報告いたしました取り組みのうち、事業などの進捗があっているものについて、一部記載内容の補正を行い、該当箇所を下線を引いております。

これらの取り組みにつきましては、引き続き着実に進めさせていただき、成果等につきましては改めて御報告させていただくこととし、本日は、この資料をもって提言への対応の進捗状況の御報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、報告2件終わりました。それぞれ分けて審議をいただこうというふうに思いますが、まず、公共関与に関する管理型最終処分場の整備について御質

疑ございませんか。

○森浩二委員 今資料を見ています。これは何で縮小したつだったのですかね。前はもっと大きかったですよ。

○山本廃棄物対策課長 基本構想では、おっしゃるとおりでございまして、例えば埋立容量は70万立米としておりました。今回45万立米ということになっております。

これは、先ほど申し上げましたとおり、実は実際に測量いたしましたりして、つまり実際の地形等に応じて測量してはかりますと、45万立米がそのサイズだと。

さらに、もう1つ、最終処分量がリサイクル等の進展で基本構想時からは減ってきておりますので、たまたまそれが2つの方向から見てこの数字で、今回の設計規模は妥当だという結果になったものでございます。

○森浩二委員 じゃあ、45万で足りるということですね。

もう1つ、これはもう強引に進めるわけでしょう。強引という言い方がおかしいけれども、もし途中でやめてここを民間が引き継ぐという形になった場合、許可が同じように出た場合、許可するわけでしょう。

○山本廃棄物対策課長 非常に難しい問いをいただきましたですけども、現在のところ、そこに民間の計画があるということも全然承知はしてありませんが、それなので、仮定の話でございまして、非常に答えにくいとは思いますが、私どもは、基本的に廃棄物処理法に基づいてそれぞれ事業を見ております。

公共関与は、その中で適正処理を進めるため民間事業を補完し、そして安定的な処理体制をつくり上げるためのものでございます。それで一生懸命やっておりますので、途中でやめるというのは非常に考えづらいし、我々

としては、今一生懸命地元丁寧に御説明を申し上げているので、ちょっとそういった中で今のはお答えになりませんが、当面の考えは、私どもの努力をお伝えすることで……。

○森浩二委員 何で聞いたかという、よく反対派の人から来るわけですよ。ここで県が撤退したら、もし民間が来たらこれは許可を出さぬとしようがなくなるですよと言われたいわけですよ。だけん、これは県は撤退しませんよと言われたいわけですよ。

やっぱり反対の人達は、いろんな意見を持ってこられるわけですよ。だからそういうふうにして言われたい、絶対県は撤退しませんよということを言われたい、もしここで撤退して民間でも来たら、これだけ適地として言っているわけだから民間が来たらどうしますかというようなことで、反対派の人を、説得じゃないですけども、言われたいわけですよ。

仮定の話で済みません、変な話しまして。そういう感じで聞いたわけですよ。

○城下広作委員 今のやりとりですけども、それはちょっと大事な話で、公共関与でやるという——何回も私言いますが、その前提は何も変わっていないわけですから、公共でやらなきゃいけない、量が足りない、だから必要だということでもともとやっているわけですから、いろんな話があろうと、公共関与でやるということの前提が崩れる話は、まだどこも変更はしていないわけだから、そこは明確に答えておかないと。それは危ないですよ、そんなこと言うと。

公共関与は必要だという前提は、もともと民間では足らなくなったから公共関与だと、そしてその場所はどこだということ長く論議をして決めてきたわけですから、民間がどうだ、どこにシフトするとか、そんな話はま

だあり得ない話であって、それをやる時にはちゃんとした話がないと。そういうことは執行部が言う話じゃない話です。だから、そこはもう一回明確にやってください。

○鬼海洋一委員長 山本廃対課長、明確にお願いします。

○山本廃棄物対策課長 しっかり現方針を維持して、つくり上げたいと思っております。

○城下広作委員 わかりました。

○鬼海洋一委員長 森委員、よろしいですか。

○岩中伸司委員 最近12月9日に、町長よりまた反対ということでの陳情があったということですが、そのときの具体的な感触というか、今の現状というのは、どの程度——どの程度といっても言われぬだろうばってんですね、どういう形でそういう陳情が上がってきたのかというのをちょっとお尋ねします。

○山口公共関与推進室長 公共関与推進室でございませう。

実は、去る12月9日でございませうけれども、南関町の建設予定地の周辺に大場、胡麻草区という自治区がございませう。これまでは、建設予定地の米田区及び下流域の和水町関係区に御説明申し上げとったわけですがけれども、今回環境影響評価の方法書を取りまとめるに当たりまして、環境影響が考えられる地区として、先ほど言いました2地区が該当することになりましたものですから、ここに9月から説明を始めることといたしました。

これまでは3回ほど説明いたしておりますけれども、今回新たに取り組むことになったということから、やはり十分な説明を自分たちは他の地区に比べて受けてないというような御不満もございませうして、陳情書が出された

ところでございませう。翌日、早速地元の区長さん方のところにお会いにいきまして、今後も引き続き、これまでの関係地区と同様にしつかり丁寧に御説明してまいりますというような御説明をしたところでございませう。

○岩中伸司委員 わかりました。そういうことで丁寧に説明をすれば解決する問題かなというふうなことの感触を受けましたので、よろしくお願ひします。

○鬼海洋一委員長 なかなか困難な問題だと思ひますけれども、城下委員御発言のとおり、公共関与は我々が長年求めてやっている仕事ですので、ぜひ執行部の皆さん方の御努力を改めてお願ひしておきたいと思ひます。

続きまして——この問題はよろしゅうございませうか。

○堤泰宏委員 今、どこかの町長さんかなんか反対されて陳情に來られたと聞きましたけれども、もう1市町村とかですな、市町村単位に面積を割り当ててつくらせたがいいですばい。骨折るばかりだもん、これは。どうせみんなが持ち込むわけでしょう。人間は生きとれば必ず出すわけだけんですね。だから私は、もう各町村の人口割るか面積割りに応じて、そういう案を出して、たまたま南関——これは南関だったかな、南関町はトッパッターで願ひしますと、こういう説明をしたほうが私はいいような気がしますね。

○鬼海洋一委員長 答弁要りますか。

○堤泰宏委員 要りませう。

○鬼海洋一委員長 御意見としてお伺ひしておきたいと思ひます。

○内野幸喜委員 間違いがあるんですね。要

するに、町が反対ということの陳情じゃないんです。その区なんですよね。そこははっきり大場と胡麻草区の区長からそういうのが町に対して上がったということで、町がそれを持ってきた。町が反対ということの陳情じゃないんですよね、それは。はっきりちょっと……。

○山口公共関与推進室長 公共関与推進室でございます。

委員おっしゃるとおり、区の代表者、区長さんが町に反対の陳情を持ってこられて、副町長が町長名でこういう陳情があったと、ついでには今後も引き続き丁寧に説明をしてもらいたいという報告があったということでございます。

○鬼海洋一委員長 ということですが、御理解いただきたいと思いますが、公共関与に関する問題については、ここで御了解をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 続きまして、有明海・八代海再生に係る提言への対応について、先ほど榑木野環境政策課長から御報告がありましたが、質疑をお受けいたします。どなたか。

○井手順雄委員 19ページ、森づくり税のお話なんです、前回は述べましたけれども、今漁民の森づくりが盛んに明記されておりますけれども、最近、漁民の森づくりという形の中で漁協参画の事業なんです、この予算がなかなか今減少傾向にあるというように認識しておりますけれども、それに対して今現状はどうなのか、今後どうこの森づくりをされていかれるのか、その認識と、また、私も、有明海、八代海という海の近くに住んでおりますけれども、やはりクリーンアップ作戦、いわゆる山から木とかなんとかが——前回は言いましたけれどもね、そういうのを漁民が

みんな片づけているんですね。

こういう税を取るならば、漁民も払っているわけですから、今回も言いますけれども、そういうクリーンアップのときの少しの軍手代だとかごみ袋代だとか、そういった補助をこの税から出してもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、そこをひとつお聞かせ願いたいというのが1点。

次に、もう1点、22ページ、荒瀬ダム堆積砂を今活用して覆砂をされていると、今回は2.3ヘクタールの覆砂を行ったということでありますけれども、これは今まで、ことしまで何立米ぐらいの砂を八代海に運んだのかということと、あと何立米ぐらいあるのか、どれぐらいの量が存在するのかということと、海砂を1立米覆砂する経費と荒瀬ダムからとって1立米八代海に覆砂する経費、これは幾らぐらいの差があるのか。それと、そういう砂をとるときには必ずヘドロがあります。いわゆる腐葉土といいますか、堆積土、砂以外にその処理は環境面からどうされているのか。

それと、今後、この事業をされると、一般質問等でも、いろいろお話の中で積極的に行うということでありまして、これを撤去する、例えば毎年2.3ヘクタールずつ撤去するならば、堆積する量と撤去する量の比較ですたいね。それは、何年ごろには終わって、また今度は、次は何年ぐらいから始めるのかと。環境的に考えればその辺まで精査しておくべきだろうというふうに思います、そういうことの数字かデータがあれば、あわせてお聞かせください。

○鬼海洋一委員長 それではまず、森づくり税について。

○岩下水産振興課長 当初は、うちの水産振興課のほうで事業としてやっておりましたので、うちのほうから説明させていただきます。

まず、漁民の森づくり活動は、平成13年か

ら始まっておりまして、今委員からお話しございましたように、これまで2,800万円程度の事業でやってきたところでございます。

それが、この平成13年から17年まで国庫補助事業でやりまして、その後、18年に税源移譲で県単独事業、また19年度以降、熊本県水とみどりの森づくり税を財源にするということで、19年度におきまして、ちなみに1,000万円を切る状況まで落ちております。

予算が落ちてきてますその一つの原因といたしましては、当初植林活動を重点的に行っておりまして、大体それまで一番多いときで10団体等で植林を行ってまいりましたが、その後、大体植林のほうが終わりました今育林ということで、そういった活動の内容が変わったことにもよります事業費、あるいはそういう財政が非常に厳しいという状況の中の事業費の減でございます。そういったことでよろしいでしょうか。

○鬼海洋一委員長 よろしいですか、今の件は。

○井手順雄委員 はい、結構です。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

2点目の海岸における漂着ごみの処理にこの税が充当できないかといったことについてでございますけれども、現在、県のほうの財政再建戦略の策定の中で、この水とみどりの森づくり税については、使途の見直しをやるということになっております。

その見直しに当たりましては、森づくり事業の効果ですとか、あるいは新たな事業のそういう財政需要等を検証した上で、そういう使途の見直しができないかという観点で今関係課で検討を行っているところでございまして、御提案いただきました海岸の清掃活動等に充当できないかということにつきましても、

この中で関係課のほうで検討が行われているものと認識しております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 まず1点、よろしゅうございますか。

じゃあ、後のほう、はい、どうぞ。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

荒瀬の堆積砂を利用しました覆砂についてお答えしたいと思いますが、平成19年度から、荒瀬の堆積砂を活用いたしまして覆砂をやっているところでございますけれども、平成19年度は、立米数にいたしまして9,000立米の覆砂を実施いたしております。

それから、幾ら残っているかというお尋ねでございますけれども、総量については、ちょっと私のところでは把握しておりませんけれども、一応企業局との協議のもとでは、今後全体を合わせまして6万立米の砂をいただくというお約束で現在やっているところでございまして、うち9,000立米が既にいただいたという状況にございます。

それから、購入した砂との単価差ということでございますけれども、まず、荒瀬から持ち出しました砂にいたしますと、基本的には、ちょっと表現は悪うございますけれども、八代の港に無料の砂があるという前提のもとで私たち費用を算出している関係上、立米当たりの単価にいたしますと約2,000円の単価になっております。

仮に、これ海砂を購入して実際に覆砂をやるということになりますと、大体2,100円から2,200円ぐらいの単価アップが生じるのではないかというぐあいに思っております。

それから、ヘドロをどうするかという御質問でございますけれども、基本的に私たちがいただいている砂というのは、ヘドロ分がない、シルト分がない砂というぐあいに、とい

う前提のもとで搬入をいたしてもらっておりまして、ただ、人頭大といいますか、粒のかなり大きい石ころも入っておる関係上、それをそのまま覆砂に使うということとはできないものですから、そういった人頭大みたいな、大きい石ころは港に置いて選別をして、残った砂だけを覆砂にまいているという状況でございます。

それから、堆積量と撤去量の推移ということでございますけれども、ちょっと私たちのほうでは、それは把握しておりませんので。

以上でございます。

○井手順雄委員 環境のほうに最後の質問をお願いしたいと思います。

○鬼海洋一委員長 よく把握されていますか、質問の中身は。

○井手順雄委員 先ほど質問しましたけれども、しゅんせつというか、砂をとるときに、今水産のほうから話がありましたけれども、シルト分が出るわけですね。この分に対して、絶対掘ると濁るわけです。これを環境の方々は環境破壊だというふうなことで海砂採取についても規制されていると。荒瀬ダムの湖内においても、そういう現状があるわけですかいな。

これに対して、ヘドロの考え方、いわゆるシルト分の濁りについての考え方をお聞かせ願いたいということと、あと、今9,000立米毎年出すという。今後何立米になるかわかりませんが、出していると。これを撤去していった残りが6万立米というふうなことでございますけれども、堆積してくる量は毎年何立米ぐらいあるのか、これを把握されとったらお聞かせください。

以上。

○鬼海洋一委員長 それでは、2点の質問で

したが、どなたが答えになられますか。

○井手順雄委員 環境にお聞きします。

○森永環境立県推進室長 環境政策監でございます。

最初のお尋ねの荒瀬ダムの堆積砂のとり方につきまして、正確な情報は企業局のほうでお持ちだと思いますが、基本的には、水が干上がったとかそういうところで砂を掘られて、八代港のほうまで運ばれているというふうにお聞きしておりますので、直接の掘削そのものでの濁りの発生等については、詳しい状況は我々のほうでは把握しておりません。

○鬼海洋一委員長 もう1点。

○井手順雄委員 環境にお聞きします。委員長、環境のほうでお願いしたいと思います。

○鬼海洋一委員長 環境政策課のほうで把握されていますか。森永室長のほうですか。

○森永環境立県推進室長 荒瀬ダムの堆積砂の具体的な推移についてのお尋ねだと思いますが、現在総量で87万立米ぐらいたまっているという話を伺っているところでございますが、過去においても数十万立米掘削された実績があるということは伺っております。

具体的には、現在の状況については、申しわけございませんが、詳しい数値については把握しておりません。

○福原工務課長 企業局工務課です。座って説明させていただきます。

先ほど、どの程度土砂が毎年たまってくるのかという話がございましたけれども、現在、年平均で約2万立方メートル程度堆積してきております。その中で実際に覆砂として使える砂がどのくらいかというのは、今承知し

ておりません。年によっていろいろ入ってくる粒子の大きさ等に随分変動がありますので、その都度調査をかけていくことになると思います。

○井手順雄委員 ダムができて50年以上たっているわけでありまして、環境ということのPTを見ますと、環境というのは、6月議会までは企業局がすることですからというようなことで何もされてなかった。しかし、一般質問の中では、指示を受けてやっとなんと。今質問しても答え切れないう。こういうことでは、私はいけないと思うんですね。

やはりPTの中に入って、環境面というようなことも一緒に精査して、水産も同じですよ。入って、いろんなデータを出して、こういう委員会でやっぱり質問に出たら答えるという態勢をとって臨まなくては私はいけないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、水産のほうが、無料で来て2,000円で買うと。いわゆる買うたということは、覆砂手間とか、運搬手間とか、そういうのが2,000円かかりますよということだと思んですが、じゃあその海岸まで2,000円で売るまでの間の金額というのは幾らぐらいかかるのか、企業局にお願いします。立米当たりです。

○福原工務課長 ただいまの御質問ですけれども、立米当たり約5,000円かかります。

○井手順雄委員 それじゃ、その荒瀬ダムの砂をとって海に覆砂する、まさに現場に覆砂するまでいったら、結局7,000円かかるわけですね。すると、今海砂の設計単価というのが2,000円ですから——2,100円と先ほど言いましたけれども、2,000円なんです。私も詳しくうございます。3,000円高かわけですね。

これだけ費用をかけて撤去するというのは、環境面という方から見ればいいんですが、費用対効果という面からいくなれば、やっぱりちょっと考えるところもあるのかなと思いますし、また、87万立米あるというような話でございましたけれども、なぜ水産は6万立米なのか。全部撤去するならば、87万のせめて半分だったとしても40万ぐらいは撤去せな私は環境対策にならぬというような思いがいたしますので、今後このことについては精査されるというふうに認識しておりますので、今後も、やっぱり流域住民、または水産の漁民さんあたりが納得するような対策にさせていただきたいということの要望を添えて終わります。

○鬼海洋一委員長 今回の件は要望でよろしゅうございますね。特に、87万の原材料とそれから6万という整合性の問題についても触れられておりますので、ぜひ精査をお願いしておきたいと思ひます。

ほかにありませんか。この問題について、ほかにございませんか。

そしたら、今御報告の有明海・八代海再生に係る提言への対応については、報告どおり皆さん方の御了解をいただきたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 ありがとうございます。次に移ります。

その他に進みたいと思ひますが、西岡委員。

○西岡勝成委員 今、河川のこととか、沿岸流域のこの問題とか、環境問題とか出ましたけれども、来週の月曜日には知事も呼んで荒瀬ダムの存廃についての議論がなされますけれども、この環境問題というのは、今回も先ほど井手先生もおっしゃってございましたけれども、余り存廃についての議論の中に含まれてないということ。

本当に我々、私も、平成15年に、自民党のプロジェクトチームの座長として、この問題にかかわってきた経緯、中身、いろいろ考えてみましても、非常に残念なことだと思いますし、今後はどっちにしても環境についてのいろいろな配慮をしていくということでございます。

既に、泥土の除去、砂利、砂等の覆砂事業への活用等々、荒瀬についてはやっておりますけれども、5年前に議論したときも、その10キロ上流にあります瀬戸石ダム、このことについても我々は議論をいたしました。非常に河口に近いダムほど環境に対する影響は大きいわけでございます、しかも八代海に注ぐ唯一の1級河川でございますので、その影響というのは非常に大きいものがございます。

そこで、私としては、存廃の結論については、まだ経済委員会が月曜日でございますので、差し出がましいことは言えませんが、同じ環境問題を考えていく場合に、10キロ上流にある瀬戸石ダム——話を聞きますと、やはり荒瀬ダムと同じような堆積があるというような話も聞きますし、この委員会で、覆砂事業も本当に効率と申しますか、漁民の方から非常に期待もされておりますし、実際それなりの成果も上げておりますので、下流に近い、しかも荒瀬と一体であるというような意味で電源開発のほうにもこの委員会の意向を伝えて、そういう決議をしていただいて、委員会として、環境対策、覆砂事業を含めて、いろいろな対策を国、県と一緒にやっていただくようなことをお願いしたらどうかと思いますけれども、提案を申し上げたいと思います。

○鬼海洋一委員長 今の件について、委員の方々からほかに御意見ございませんか。

○高野洋介委員 きょうは、荒瀬ダムのこと

は余り言わないつもりですけれども、西岡先生が言われたことはごもっともだと思いますけれども、この議論に入る前に、2～3いろんな部署に質問させていただきたいんですけども、委員長よろしいですか。

○鬼海洋一委員長 はい。この件に関してでしょう。

○高野洋介委員 この件というか、市房の件にも係って、瀬戸石にも係りますけれども、その上の市房のことにも係ってきて、県の姿勢のことに……。

○鬼海洋一委員長 はい、どうぞ。

○高野洋介委員 県は、荒瀬ダムのことは、この間議会の議論の中でいろいろと話がありまして、知事が精いっぱい取り組むということを私の質問にも答えていただきました。

しかし、知事は、瀬戸石ダム、またその上の市房ダムのことに対しては、一切触れられておりません。その上流の市房ダムも、確かに私は環境対策をするべきだというふうなことを考えております。

西岡先生が言われることも一理ありますけれども、根本の球磨川を考えた場合に、市房ダムの今現在の環境対策を、まず伺いたいと思います。

その中で、そして今度下流に戻ってきて瀬戸石ダムがあるわけですけども、電源開発と県とのいろんな環境対策の今の現状を、いろいろな議論とか現状を含めてお尋ねいたします。

もう1点なんですけれども、きょうは環境生活部長がいらっしやいまして、農水、そして土木部次長が来られておりますけれども、この球磨川に対する考え方を井手先生の質問のときにはいろいろ伺いましたけれども、井手先生の質問の後にいろいろ部内で検討した

結果なんかもありましたならば教えていただきたいなというふうに思っております。

というのは、知事が全庁を挙げて取り組むという話をされておりますので、荒瀬ダムの撤去以外に各部署部署どういう考え方で今後球磨川に対する取り組みをされているのかというお尋ねをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、時間の関係上、的確に簡潔に願います。よろしく願いいたします。

○鬼海洋一委員長 せっかくですから関連する質問はございませんか。

○西岡勝成委員 もう一回つけ加えておきたいと思えますけれども、今荒瀬の話ばかりしましたけれども、河川にこういうダムとかいろいろなものが出てきて、海岸線への砂利、砂あたりの供給がとまっているのが現実でございまして、今回はともかくとして、先にはやはり国交省に対しても、こういう既存のダム湖内の砂利、泥土のことに対しても、いろいろと予算をつけて環境面での対応もやっぱりしていくべきだというように私は考えております。

○森浩二委員 関連。この前のたしか政審会だったかと思えますけれども、そのときに知事が上流の瀬戸石と市房も環境対策をするというふうにおっしゃったと思うんですよ。その中でこれが出てきたと思うんですけれども、市房のほうもやっぱり県の事業でやってるわけだから——これ民間ですよ。民間というか、電源開発だから。それを言う前に県も、市房をきちんとやりますというような言い方をしないと、ここを民間だけに先にしろというような言い方をするとですね。県のほうはどういうふうな考え方で……。

○西岡勝成委員 私が言いましたのは、要す

るに河口に近いほどダムが復元する時間がないうんですよね。市房は、上流にありますので、その間でまた環境を復元する可能性を持てますけれども、河口に近いほどダムがそこで環境を邪魔する、復元しないという考え方が基本にあったものですから、差し当たりはこの荒瀬に近い瀬戸石のことを取り上げさせていただいた。

○鬼海洋一委員長 今、2つの側面からの質問と御意見がありました。

1つは、特に民間に係る話でありましたので、これは後ほどまた議論させていただきたいと思っておりますが、その前に、先ほどの議題、有明海、八代海に係る話、ちょっとバックしたような感もいたしますけれども、高野委員のほうから、市房や瀬戸石ダムの対策の整合性の問題と、それから環境問題に全力というふうには知事はおっしゃったけれども、全庁的に取り組んでいくという球磨川に関する考え方、環境生活部としてどのように考えているかという、この2点をまず、この質問に執行部、お答えいただきたいと思えます。

どなたがお答えになられますか。市房については、土木部のほうで今行われていること等について。

じゃあ、野田河川課長。

○野田河川課長 河川課でございます。

市房ダムについてでございますけれども、市房ダムにつきましては、まず、水質調査を定期的に行っております。その中で水質の変化を把握しております。

それと、土砂対策というふうなことで、土砂が、この前新聞でも報道がございましたように70%以上を超えております。それにつきましては、土砂をためる容量というのを確保しておりますけれども、これ100年分の容量ということでございますが、それは堆積の進捗が少し早いというふうなことでございます

ので、それにつきましては、入る前に溪流部で土砂をとらえて排出するというふうなことをやっております、その進捗を抑えております。それでも間に合わない場合、さらなる対応というふうなことを考えていきたいというふうに思っております。そういうことで、水質のほうと土砂のほうを管理しておる状況でございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、あと、これまで瀬戸石に対する県としての関与といいますかね、そのことについてはいかがでしょうか。企業局ですか。

○福原工務課長 瀬戸石ダムとの関係を御説明いたします。

私どもと瀬戸石ダムとの関係は、瀬戸石ダムが荒瀬ダムの10キロ上流にあるということで、瀬戸石ダムがピーク発電という形で運転をされています。1日のうちに4～5時間程度の運転、それを荒瀬ダムのほうで受けまして、荒瀬ダムのほうでならして下流のほうに水を供給すると、そういう瀬戸石と荒瀬の関係がございます。それで密接に関係がありまして、ふだんから情報のやりとり等をやっているところでございます。

電源開発の現在の貯水池の状況でございますけれども、堆砂につきましては、19年度末で約73万7,000立方メートルの堆砂があると聞いております。これは、瀬戸石ダムの計画堆砂量というのがあるんですけれども、それに対して95.8%と、かなりの堆砂が今あるというところでございます。これまでに、瀬戸石のほうでは約25万立方メートルの堆砂を除去したというふうに聞いております。

今、瀬戸石と荒瀬との関係なんですけれども、この堆砂について、お互いに解決していかなくちゃいけないということで今議論を進めているところでございまして、今回こうい

う提案がされようとしておりますが、以前から、私どもも、土砂についてお互いに解決を図っていこうということで、今国交省さんにもお話をしながら進めていこうとしているところでございます。

瀬戸石はそういう状況で、荒瀬につきましては、先ほどからちょっと出てますけれども、堆砂につきましては87万立方メートルの堆砂がございます。荒瀬のほうにつきましては、計画堆砂量の容量が大きい関係から、現在堆砂率としては42%ということで、運用上は特に問題になる量ではございません。ただ、荒瀬につきましては、量的には問題ないんですけれども、局所的にたまっているところがあるものですから、そのことによっていろんな弊害等が生じているのは現実でございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、具体的な問題、さっき高野委員の質問の1点についてお答えをいただきました。あと、全庁的にこの環境問題に取り組むということでの知事答弁を受けて、球磨川に対する環境問題の——市房から遙拝堰、ある意味では一気通貫みたいなこういう意味だというふうに思いますが、河川全体の環境問題をどうするかという意味で、環境生活部のほうで部長お答えになりますか。じゃあ、部長どうぞ。

○村田環境生活部長 知事の知見の中にありましたように、基本的にはなければいけないほうがいいという姿勢を示されておられましたが、環境生活部の考え方の根底、私だけ、私たち環境だけの側面で行くならば、やはりダムそのものについては、いろんな場面での影響はあるものというふうな認識を持っております。

ただ、状況的に、そういうものが瀬戸石だけでなく、例えば川だけじゃなくて海も含めた意味でいくと、球磨川を全体の中で状況的に見ていくという姿勢は、私たち持たなければならない視点だろうとも思っております。

そういった中で、これまで環境生活部の立場としては、いわゆる環境のいろんな基準等々も含めて監視指導していく立場として物を言ってきたというのが実際の立場でございます。

そういう意味では、河川管理者である国土交通省、あるいは瀬戸石ダムを持っている電源開発株式会社、あるいは企業局が持っているダム等々に対して、私たちのそういった監視指導の視点から、環境対策に対するものを今回も意見を申し上げたところですけども、さらに、有明海、八代海、あるいは球磨川水系全体をにらんだような意味でのそういう見方をやはり強めていかなければならないというふうなことを思っております。そういった視点で今後対処していきたいというふうに考えております。

○高野洋介委員 土木部のほうにちょっと再質問させていただきましても、水質調査と土砂の堆積を今後検討していくという話なんですけれども、今後、水質調査を継続しながら、少しでも水質が悪くならないように今後やっていくと、土木部として積極的に取り組むという形の答えとして受け取ってよろしいのでしょうか。

○野田河川課長 河川課でございます。

まず、水質の件でございますが、水質については、市房ダムにつきまして定期的にやっております、水質について特に顕著に問題になっているという状況では、まず今のところないという現状でございます。

それと、ある一定の気象条件とか条件が重なりますと、本年度もありましたように、アオコ等が発生したこともございます。

それに対しては、対症療法でございますが、取り除くというふうなものと噴水を利用した打撃とかいうようなものを含めて対応策をしております。そういう、今のところ現状を

維持するというふうな状況でございます。

それに対しまして、さらに水質をというふうなことでございますので、我々、どういうことができるのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

先ほどの話の中で、今現在……（「95.8です」と呼ぶ者あり）95.8%の土砂が堆積していると。（「これは瀬戸石のほうです」と呼ぶ者あり）市房のほうは、今何%の堆積率で何立米あるのかということと、今おっしゃいましたけれども、さらなる検討をしていきたいということであれば、じゃあ荒瀬同様、砂を撤去するというような事業の方向にされていられるのか、それをお聞きします。

○野田河川課長 堆積土砂の件でございますが、済みません、数字を持ってないんですが、私の記憶では75%だったと思います。

そういうことで、堆積の土砂の堆積状況が予想よりも早いというふうなことでございまして、それに対しまして上流のほうで——です、立米数を、済みません、ちょっと手元に持ってきておりません。100年分の堆積容量を持っておりまして、例えば何立米としますと、その75%ということでございまして、至急ちょっと数字については取り寄せたいと思います。

○鬼海洋一委員長 数字は、まだ後ほどですね。

○井手順雄委員 もう1点、今後環境対策に取り組んでいくと、土木部の管轄の中で。じゃあ、そういう撤去、いわゆるその堆積土をとるというような事業の方向に向いていかれるんですかというふうな質問でございます。

○野田河川課長 河川課でございます。

先ほど申しましたように、75%は早いものですから、上流のほうの入り込むところに砂防ダムをつくっております。その砂防ダムで土砂をとらえまして、そこで……。

○井手順雄委員 それはさっきお聞きしました。しかし、もう75%はたまつとるわけですわね。これに対して環境が悪化する可能性もあることだから、その75%に対しての撤去とか、そういう事業は考えられているんですかという質問です。

○野田河川課長 現在のところ、75%の状況をキープするように努力しております、100%近くなってきましたと、当然ほかの容量、治水容量だったり利水容量だったりするところに影響を与えるということになりますと、今堆積している土砂についても将来的には考える必要があるんじゃないかというふうなことで考えております。

○鬼海洋一委員長 よろしいですか。

○高野洋介委員 市房に関しては、企業局はされないんですか。

○福原工務課長 市房ダムは、土木部のほうの所管で、企業局のほうは……。

○高野洋介委員 関係ないわけですね。

○福原工務課長 はい。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○福島和敏委員 私も、球磨川の最下流に住む人間として、私、西岡委員が提案されたことは非常に重要なことだろうと思うんですね。私たち、荒瀬ダムについては相当議論をやりますけれども、10キロ上の瀬戸石ダムに対し

てほとんど議論をしない。それは電源開発だからしないかもしれませんがね。

しかし、今一気に通貫という話がありましたけれども、球磨川全体を考えてみた場合、絶対やっぱり環境面では特に議論せないかぬ。

だから、やっぱり電源開発に対して、一緒になって環境問題で取り組もうという、やっぱりその提言、アクションは絶対必要だと思いますので、ぜひ委員長に取りまとめていただいて、そういう動きをしていただければなと思います。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 その他は、球磨川以外でもいいわけですか。

○鬼海洋一委員長 できれば、今の問題に少し集中して、この問題でまず……。

○堤泰宏委員 その後ちょっと。

○高野洋介委員 最後に。

私、誤解されていたら困りますけれども、私は、西岡先生が先ほど言われたことは大賛成なんです。ただ、その前に森先生が言われたように、県が2つのダムを挟んだわけですね、電源開発株式会社を。そこの2つをちゃんとせぬとに、間ばっかりわあわあわあわあ、県としてせろせろというのはおかしいんじゃないかということで、2つのダムをきちんと県がした上で、それ以上じゃなかってん、それなりに電源開発も瀬戸石ダムに対して取り組んでくださいという意向の、私趣旨の質問をさせていただきましたので、そこら辺は皆さん御理解していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員長 それでは、大体意見も出

尽くしたようですので、私のほうで取りまとめたいというふうに思います。

今、まず前提として、県だから市房をというお話がありました。このことについては、野田河川課長のほうからも今説明があつておりますけれども、この問題について特に環境の面から取り組むべき課題、特にアオコの――熊日新聞での報道もあつておまして、随分県民の皆さん方も御心配いただいたことではないかというふうに思っておりますけれども、その意味で環境面からの市房ダムの現在の管理、今後の対応についても、改めて求めておきたいというふうに思います。

なおかつ今回は、荒瀬問題が集中的に本会議の中でも議論されたわけではありますが、荒瀬は企業局、市房は土木部ということで、管轄するそれぞれの単位部局の中での取り組みがこれまでの進めてきた事業状況ではなかったのかというふうに思っておりますが、改めて、今御指摘もありましたように、環境の面からどうなのかということでは、環境生活部も、特に球磨川全体の流れ、そして八代海に及ぶ影響、こういうものを含めて環境の面から、それぞれの例えば企業局やあるいは土木等について意見具申をする、あるいはお互いの環境の面での意見交換をするという場面があつてもいいのではないかと。あるいは、そのことをやらなきゃならぬというのが今議会の特徴的な出来事ではなかったのかなというふうに思っておりますので、そのことも委員の同意がいただければ、そういうふうにまずきょうの取りまとめをしたいというふうに思います。

それから、西岡委員のほうから御提言がありました瀬戸石ダムの電源開発に対するこの取り組みの要請の話ではありますが、県や河川管理者である国土交通省などの関係機関との連携の上、環境対策の充実を実施してもらうよう何らかの意思表示を行うことが必要であろうというふうに思います。

ただ、委員会としては、民間の会社に対する我々としての要望でありますので、まずは要望の形ではいかがかなと考えておまして、意思表示を行うことについての御意見並びに行うとした場合にどういう文案にするかという意味で、少し私のほうでその案をまとめておりますので、まず皆さん方にこれを御一読いただきまして、御意見をいただいた上で、できますれば要望という形で取りまとめて、そして電源開発のほうに申し入れをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、そういうことでいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、その案をお配りいたしますので、御一読いただきたいと思ひます。

(要望(案)配付)

○鬼海洋一委員長　それでは、もう全部配り終わりましたか。

担当書記に朗読をさせますので、じゃあよろしくお願ひします。

○内田政務調査課課長補佐

電源開発株式会社

代表取締役　中垣喜彦様

八代海の再生に向けた瀬戸石ダムの環境対策充実の要望(案)

八代海は閉鎖的な海域であるため陸域からの影響を受けやすく、平成12年7月に発生した渦鞭毛藻赤潮では魚類養殖に甚大な被害が生じ、近年も赤潮の多発などによる漁場環境の悪化が強く懸念されております。

熊本県は、平成14年11月に、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律が成立したことを受けて、平成15年3月に「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画(以下「県計画」という。)を策定・公表し、下水道や浄化槽の設置等の生活排水対策や、沿岸漁場の環境改善や資源管理等による水産資源の回復に努めております。

熊本県議会においても、平成16年2月に、県に対して県計画の着実かつ計画的な推進と重点項目や短、中・長期的に取り組む施策についての提言を行ってまいりました。

しかしながら、八代海における漁獲高は長期的な減少傾向が続いており、八代海の漁獲に密接な関係がある干潟についても、泥質化や面積の減少傾向が見られる中、球磨川からの流入負荷や土砂の供給などについて、一刻も早い対策の強化が必要であり、海域を含む流域全体の中で対策に取り組むことが重要であると考えます。

今議会においても、蒲島知事が決断した荒瀬ダムの存続について、熱い議論が交わされているところであり、環境対策は大きな問題となっております。

よって、熊本県議会に設置され八代海の再生を付託調査事件とする環境対策特別委員会は、球磨川や八代海の環境改善のため、荒瀬ダムの10km上流に設置されている瀬戸石ダムについても、ダムを管理・運営する電源開発株式会社に対し、県や河川管理者である国土交通省などの関係機関と連携のうえ、瀬戸石ダム貯水池内に堆積する泥土の掘削・浚渫や砂礫を球磨川下流域さらには八代海へ適切に供給することなど、環境対策の充実を強く要望します。

平成 年 月 日

熊本県議会環境対策特別委員会

委員長 鬼海洋一

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 ということ、とりあえず私のほうでこの案を作成いたしました。今配付したばかりですので、なかなか質問は出ないかと思えますけれども、もしこの文案でよければ、こういうことで取りまとめをしたいというふうに思いますが、何か御意見ございませんか。

○岩中伸司委員 質問です。ちょっと勉強不足で……。

真ん中辺に、電源開発に出すだけですので、「熊本県議会においても、平成16年2月に」からずっと文章書いてありますが、これは、どの何に対してということが具体的な主語として出てこない、電源開発はわからないんじゃないですか。

○鬼海洋一委員長 いや、その前段で「平成14年」以降ずっとあって「県議会においても、平成16年2月に、県に対して県計画の着実」ということで……（「文言については、委員長で取りまとめてもらって、何かあれば…」と呼ぶ者あり）

それでは、ちょっと部分的な問題があれば文法的に少し修正することもあり得るという前提で、この案について御同意をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○鬼海洋一委員長 それでは、この内容で要望させていただきたいと思いますが、相手方の対応については、委員長私とそれから吉永副委員長に御一任いただくようお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○鬼海洋一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、その他の件について。

○堤泰宏委員 今、球磨川のことが中心ですから、私発言はいかがかなと思っておりましたけれども、関連で。

私の阿蘇区域に下笠ダムというのがございますですね。あれは杖立の川から福岡県の筑後川に向かっていくわけですね。それから、高森町にも河川があります。これは宮崎県の五ヶ瀬川に向かって流れていきます。そのもう一つ手前に、野尻のあのダムは何だったですか——これは名前をちょっと忘れまして

けれども、いろいろそういうこともあります。それから、立野のダムが今建設中でございます。

それで、ダムの影響というのは、私は今まで余り考えておりませんでしたけれども、この議論を聞いておりますと、ダムというのは、かなりいろんな広範囲で影響を及ぼすものであるという気がいたしますので、特に下笠ダムはかなり老朽化しておりますので、下笠ダムがあることによって、地元住民また下流に何らかの影響があるや否か、そういうことをちょっと教えていただきたいと。

それから、立野ダムが、完成に向けて、着々じゃありませんけれども、どうにか進んでおりますけれども、これが完成した暁には、やはりそういう環境問題にも配慮する必要があるのかなと。

今まで、高度成長で日本の国は余り環境問題を言ってませんでしたので、何かちょっと気にかかりますので、そういうこともひとつ御検討をお願いいたします。

終わります。

○鬼海洋一委員長 どなたかお答えいただけますか。

○野田河川課長 河川課でございます。

下笠ダム、立野ダムともに、直轄の国管理の河川に設置されております国管理のダムというようなことでございます。下笠ダムにつきましては、御存じのとおり既に建設が済んで管理の段階でございます。

県としましては、熊本県に流れ込んでいないということもあるわけでございますが、この下笠ダムについては、済みません、現在資料を持ち合わせておりませんので、それなりの資料を部署課に取り寄せて、また後ほど御報告したいと思います。

それと、立野ダムにつきましては、環境も含めて、建設に当たりまして国土交通省のほ

うで検討なされておると思いますので、それにつきましても資料を取り寄せて御説明を持ちたいと思います。

以上でございます。

○堤泰宏委員 お願いします。

○鬼海洋一委員長 ほかに。いいですか、それで。

○堤泰宏委員 よかです。

○鬼海洋一委員長 それでは、ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんということで、きょうの審議、これで一応終わりたいというふうに思いますけれども、陳情書が提出されておりますので、これは気候保護法制定について国への意見書提出に関する陳情ですので、これはそれぞれお手元に配付しておりますので、参考までにお読みいただきたいと思います。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることになつておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、ありがとうございました。異議なしと認めて、そのようにいたしたいと思います。

大変長時間にわたりましたが、皆さん方真摯に御議論いただきましてまことにありがとうございました。

特に、本日は、多方面にわたるさまざまの御意見をいただきましたし、そしてまた、執行部で取り組むべき課題、今要望等もいただ

きましたように、私どもが今後取り組むべき具体的な課題についてもお示しをいただきました。次回まで、きょうの議論を参考にしながら、それぞれの部署で具体的に組み込んでいただきたい、そのことをまず執行部にお願いを申し上げておきたいと思います。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第9回環境対策特別委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。それぞれよき年をお迎えされますように、おくれましたけれども、お願い申し上げたいと思います。

午後0時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

環境対策特別委員会委員長